

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣官房 郵政改革推進室）

制 度 名	関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設			
税 目	消費税			
要 望 の 内 容	<p>関連銀行及び関連保険会社（以下「関連銀行等」という。）が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。</p> <table border="1" data-bbox="833 660 1484 779"> <tr> <td data-bbox="833 660 1158 779">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1158 660 1484 779">▲30,800 百万円 (-)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲30,800 百万円 (-)
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲30,800 百万円 (-)			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>関連銀行等が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、日本郵政株式会社と銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結することとなる関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>郵政改革法施行後の日本郵政株式会社は、「簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務」（いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務）が課され、関連銀行等との間で、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、金融ユニバーサルサービスを提供することを義務付けることとしている。</p> <p>郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）は、郵政改革法施行当初、関連銀行等となることを法定することとしており、それぞれ関連銀行等である間、統合後の日本郵政株式会社に対して、銀行窓口業務・保険窓口業務を委託することを義務付けることとしている。</p> <p>他の民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金融二社とは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る消費税は発生しない。他方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービスの特徴から、当該業務委託に伴い発生する消費税の負担は、金融二社にとって競争上著しく不利になる。なお、政府・与党社会保障改革検討本部において「2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げ」ることが決定されたところ、このまま金融二社に対する消費税の負担が減免されなければ、他の金融機関に比べて追加で負担している消費税は倍化し、金融二社の事業経営に与える影響、競争上の不利益が、より耐え難いものになる。</p> <p>このため、関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。</p>			

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
	有効性	租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の関係者は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を統合する日本郵政株式会社、関連銀行、関連保険会社である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性		関連銀行等に、銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵政株式会社に委託することを義務付けるものであり、当該義務から発生する消費税を非課税とすることは妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 17 年度税制改正から要望</p>